

議案第81号

新居浜市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市職員定数条例の一部を改正する条例

新居浜市職員定数条例（昭和34年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関」を「（学校その他の教育機関を含む。以下同じ。）」に改める。

第2条を次のように改める。

（職員の定数）

第2条 職員の定数は、980人とし、事務部局別の定数は、次のとおりとする。

- （1）市長の事務部局の職員 615人（うち45人は福祉事務所の職員とする。）
- （2）上下水道局の事務部局の職員 68人
- （3）消防長の事務部局の職員 164人
- （4）議会の事務部局の職員 10人
- （5）教育委員会の事務部局の職員 109人
- （6）選挙管理委員会の事務部局の職員 4人
- （7）監査委員の事務部局の職員 3人
- （8）農業委員会の事務部局の職員 7人

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

#### 提案理由

消防長の事務部局の職員の定数を見直し、救急救命体制及び危機管理体制の強化を図る等のため、本案を提出する。